第33号議案

足立区まちづくり推進条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成20年2月21日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区まちづくり推進条例の一部を改正する条例 足立区まちづくり推進条例(平成17年足立区条例第30号)の一部 を次のように改正する。

第1条中「まちづくりに関し、基本理念を定め、」を「まちづくりに関する基本理念並びに」に、「まちづくりを総合的かつ計画的に推進し」を「都市計画行政の円滑な運営のみならず、広く、総合的かつ計画的なまちづくりの推進を図り」に改める。

第3条第3号中「開発又は保全」を「開発及び保全」に改め、同条第4号中「第18条の2」を「第18条の2の規定」に、「都市計画に関する基本的な方針」を「まちづくりに関する基本的な方針」に改め、同条第10号中「知識及び実務経験」を「知識並びに実務経験」に改め、同号を同条第13号とし、同条第9号中「関心」を「見識」に改め、同号を同条第12号とし、同条第8号中「第2条第1項に規定する道路」を「第2条第1項若しくは都市計画法第11条第1項第1号に規定する道路及びこれらに準ずるもの」に、「第2条第1項第1号に規定する都市公園」を「第2条第1項第1号に規定する都市公園」を「第2条第1項第1号に規定する都市公園」を「第3条第1項第1号に規定する都市公園及びこれに準ずるもの」に、「第3条第1項第1号に規定する都市公園及びこれに準ずるもの」に、「第3条第1項第1号とし、同条中第7号を第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 地区まちづくり計画 地区環境整備計画を基本とした、個性 豊かで活気のある安全かつ快適なまちをつくるための計画をい う。

第3条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同号の前に次の

2号を加える。

- (5) 分野別のまちづくり計画 都市計画マスタープランに基づく、 防災、交通、住宅、緑及び景観等のそれぞれの分野における基 本的な考え方に沿ったまちをつくるための計画をいう。
- (6) 地区環境整備計画 地区を単位とし、それぞれの地区の特性を踏まえた良好な環境を整備するための方針を示した計画をいう。

第3条に次の1号を加える。

(14) まちづくり関係団体 地区住民等が中心となって組織する 連絡会及び協議会等の団体、社会貢献活動を行う団体その他 非営利活動団体で、良好なまちづくりに寄与することを目的 として活動するものをいう。

第4条第1項中「第2条の基本理念」を「第2条に規定する基本理念」 に改める。

第6条第2項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に、「第9条第1項」を「第11条第1項」に、「地区まちづくり計画を尊重し」を「地区まちづくり計画並びに第10条第1項に規定する基準を尊重し」に改める。

第2章の題名を次のように改める。

第2章 まちづくりの基本方針等

第7条の見出しを「(まちづくりの基本方針)」に改め、同条第1項中「基本理念の実現のため」を「基本理念の実現のために」に改め、同条第3項中「別に定める」を「第21条に規定する」に改め、同条第4項中「第11条第1項」を「区民等及び事業者並びに第16条第1項」に、「まちづくり推進委員会並びに区民等及び事業者」を「まちづくり推進委員会」に改める。

第9条を削る。

第8条第1項を次のように改める。

区長は、都市計画マスタープランに定めるまちづくりに関する基本

方針及びこの方針に基づき策定された分野別のまちづくり計画を踏ま え、地区環境整備計画を定めるものとする。

第8条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、同条第5項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第6項を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 区長は、次の各号に掲げる計画を地区住民等との協働により策定したときは、必要に応じて、該当する地区の地区環境整備計画を改定するものとする。都市計画法第4条第1項に規定する都市計画の変更があったとき又は建築基準法第69条に規定する建築協定(以下「建築協定」という。)が締結されたときも、同様とする。
 - (1) 第11条に規定する地区まちづくり計画
 - (2) 都市計画法第12条の4第1項各号に掲げる計画(以下「地 区計画等」という。)
 - 第8条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(分野別のまちづくり計画)

第8条 区長は、前条の規定により策定した都市計画マスタープランに 基づき、分野別のまちづくり計画を策定するものとする。

第10条を次のように改める。

(基準)

- 第10条 区長は、まちづくりにおける総合的かつ一体的な調整を行い、 良好な都市環境の整備を推進するために、開発等事業及び公共施設等 の整備に関する基準を策定しなければならない。
- 2 区長は、前項に規定する基準を策定したときは、速やかに、これを 公表しなければならない。
- 3 事業者は、開発等事業又は公共施設等の整備を行うにあたっては、 第1項に規定する基準を遵守するよう努めなければならない。
 - 第18条を第31条とする。
 - 第3章及び第4章を次のように改める。

第3章 協働によるまちづくり

(協働による地区まちづくり計画等の策定)

- 第11条 区長は、地区のまちづくりを推進するため、地区住民等と協働し、地区環境整備計画を基本とした地区まちづくり計画の策定に努めなければならない。
- 2 地区住民等は、区長に対し、地区まちづくり計画及び地区計画等の 策定を要請することができる。
- 3 区長は、前項の規定による要請があったときは、地区まちづくり計画及び地区計画等の策定に応じるように努めるものとする。
- 4 区長は、地区まちづくり計画を策定したときは、地区住民等に対し、 速やかに、これを公表するものとする。

(地区まちづくり計画の実現)

- 第12条 区長及び地区住民等は、地区まちづくり計画の実現にあたっては、地区計画等及び建築協定の活用に努めるものとする。
- 2 区長は、地区まちづくり計画の実現のため、地区まちづくり計画に 定める公共施設等その他これに類する施設の整備の促進に努めるもの とする。

(事前協議による事業者との協働)

- 第13条 事業者は、開発等事業又は公共施設等の整備を行うにあたっては、第10条第1項に規定する基準に基づき、事前に当該事業又は 整備の計画について区長に協議しなければならない。
- 2 区長は、前項の協議において、安全で良好な市街地の形成並びに地 区環境整備計画及び地区まちづくり計画の実現のために必要な指導及 び助言を行うものとする。

(勧告)

第14条 区長は、事業者が前条の協議に応じない場合又は指導に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、協議に応じ、又は指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

第15条 区長は、事業者が前条の勧告に従わない場合において、特に

必要があると認めるときは、その事実を公表することができる。

(まちづくり推進委員会)

- 第16条 区長は、協働によるまちづくりの推進のため、まちづくり推進委員及びまちづくりカウンセラーで構成するまちづくり推進委員会を設置する。
- 2 まちづくり推進委員会の組織及び運営に関する事項その他必要な事項については、区長が別に定める。

(まちづくり関係団体等との連携)

第17条 区、区民等及び事業者は、協働によるまちづくりを推進する ために、まちづくり関係団体その他の公共的団体及び公共団体と連携 を図るように努めるものとする。

(公共施設等の管理運営)

- 第18条 不特定多数の者が利用する公共施設等を管理運営するものは、 区民等との協働による管理運営に努めなければならない。
- 2 区民等は、積極的に公共施設等の管理運営に協力することに努めなければならない。

(情報の提供)

第19条 区長は、区民等及び事業者に対し、まちづくりに関する情報 の提供を積極的に行わなければならない。

(人材の育成)

第20条 区長は、協働によるまちづくりを推進するために、人材の育成に努めなければならない。

第4章 都市計画審議会

(設置)

第21条 総合的かつ計画的なまちづくりの推進を図るため、都市計画 法第77条の2第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会(以下 「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第22条 審議会は、都市計画法第77条の2第1項及び第2項に規定

するもののほか、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第7条第3項の規定による都市計画マスタープランの策定に おける区長からの意見聴取に対し、意見を述べること。
- (2) まちづくりに関する事項について、区長の諮問に応じて調査 審議し、答申すること。
- (3) まちづくりに関する事項について調査審議し、区長に意見を述べること。

(組織)

- 第23条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人 以内をもって組織する。
 - (1) 学識経験者 4人以内
 - (2) 区議会議員 4人以内
 - (3) 区内関係団体の代表者 8人以内
 - (4) 公募による区民 3人以内
 - (5) 関係行政機関の職員 1人以内
- 2 前項の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

- 第24条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 2 臨時委員は、区長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、 解任されるものとする。

(専門委員)

- 第25条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、 専門委員若干人を置くことができる。
- 2 専門委員は、区長が任命する。

(会長)

- 第26条 審議会に会長を置き、会長は、第23条第1項第1号の委員 のうちから、委員の選挙により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

- 第27条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の半数以上が 出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (会議の公開)
- 第28条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開すること が適当でないと認めたときは、この限りでない。

(幹事)

- 第29条 審議会に、幹事若干人を置く。
- 2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(審議会の運営)

第30条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項 は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(足立区都市計画審議会条例の廃止)

第2条 足立区都市計画審議会条例(昭和50年足立区条例第31号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の足立区都市 計画審議会条例第2条第1項の規定により委嘱された足立区都市計画 審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の足立区まちづくり推進条例(以下「新条例」という。)第23条第1項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における前条の規定による廃止前の足立区都市計画審議会条例第2条第1項の規定により委嘱された足立区都市計画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の足立区都市計画 審議会条例第5条第1項の規定により定められた足立区都市計画審議 会の会長である者、同条例第3条第2項の規定により委嘱された臨時 委員である者、同条例第4条第2項の規定により任命された専門委員 である者又は同条例第7条第2項の規定により任命された幹事である 者は、それぞれ、この条例の施行の日に、新条例第26条第1項の規 定により審議会の会長として定められ、新条例第24条第2項の規定 により臨時委員として委嘱され、新条例第25条第2項の規定により 専門委員として任命され、又は新条例第29条第2項の規定により幹 事として任命されたものとみなす。

(提案理由)

都市計画審議会の機能を強化するとともに、まちづくりの推進に係る 基本的な事項を整理する必要があるので、この条例案を提出いたします。